

## 相談急増！ 大学生に借金をさせて高額な投資用DVDを購入させるトラブル

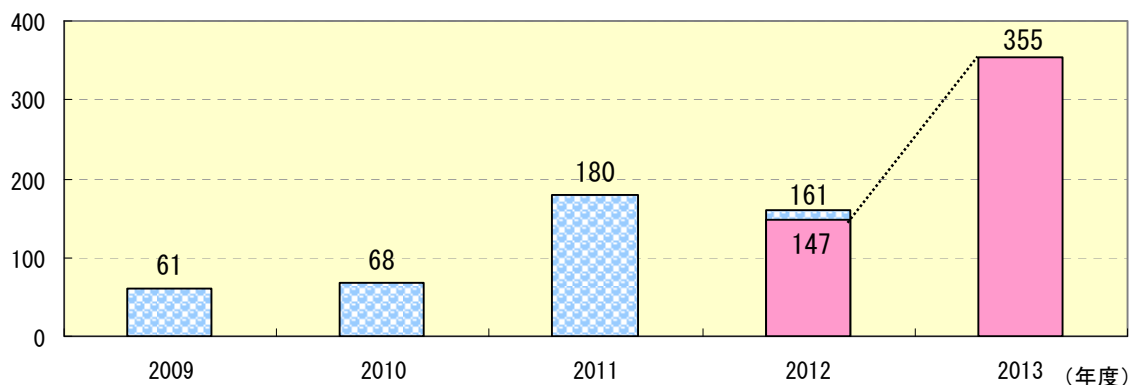
「アルバイト先の先輩に誘われて飲食店に行ったら、もうかる投資用DVDがあると言われて勧められるまま借金をして購入してしまった」「友人に誘われて喫茶店に行ったら、業者の担当者がいて投資用DVDを借金をして購入された」といった相談が、大学生やその親から全国の消費生活センターに多く寄せられている。

国民生活センターでは2011年7月にこのトラブルについて注意喚起<sup>1</sup>しており、また全国の消費生活センター等や大学などからも注意が呼びかけられているが、2013年度の相談件数は前年度同期に比べ2.4倍に急増しており、トラブル防止のため改めて注意喚起する。

### 1. PIO-NET<sup>2</sup>における相談件数

2009年度から2013年度までに全国の消費生活センター等に寄せられた相談件数は825件。2013年度は相談件数が急増し、前年度同期の2.4倍となる355件の相談が寄せられている。(図1)

図1 大学生等に高額な投資用DVDを購入させるトラブルに関する相談件数<sup>3</sup>



(2014年4月15日までのPIO-NET登録分)

<sup>1</sup> 「大学生に広がる投資用教材DVDの紹介販売トラブル-多額の借金や友人を失ってまでも本当に必要ですか-」  
[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110721\\_3.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110721_3.html) (平成23年7月21日公表)

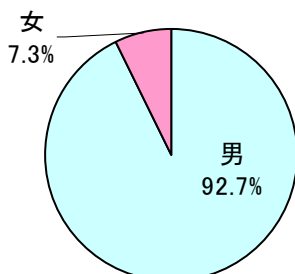
<sup>2</sup> PIO-NET (パイオネット: 全国消費生活情報ネットワーク・システム) とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

<sup>3</sup> 投資用DVDを購入させるトラブルのうち契約当事者が大学生等である相談を集計。「大学生等」には大学生のほか短大生、専門学校生なども含まれる。

### <契約当事者の性別>

男性が9割以上。  
(図2、不明・無回答を除く。n=820)

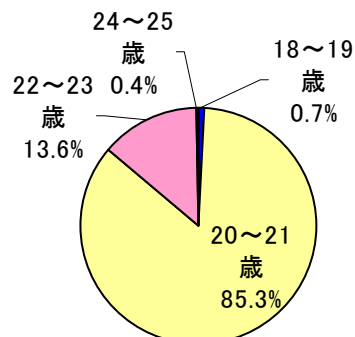
図2 契約当事者の性別



### <契約当事者の年齢>

20歳以上がほとんど。  
(図3、不明・無回答を除く。n=815)

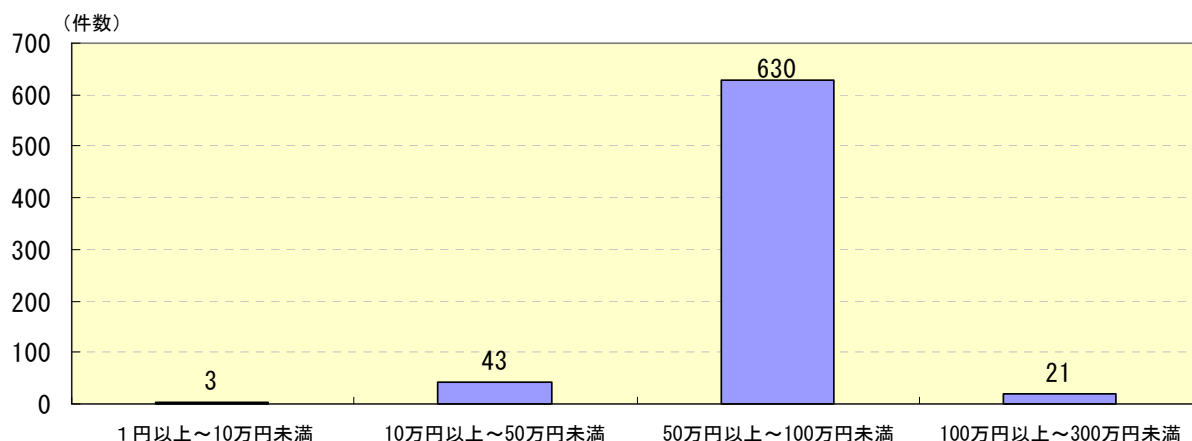
図3 契約当事者の年齢



### <既支払金額>

既に支払いをしている件数は697件（全体の90.8%）。（不明・無回答を除く。n=768）  
平均既支払金額は約57万円。（図4）

図4 既支払金額の分布



## 2. 相談事例

### 【事例1】大学生が高校時代の友人に勧誘されたケース

20歳の誕生日に高校時代の友人から電話で呼び出された。食事しながら友人に「ぜひ会ってほしい人がいる。いい話がある」と言われ、断りきれずに別の喫茶店で業者の担当者となった。その場で投資用DVDを使ったシミュレーションを説明された。担当者友人から「1、2カ月で20万円は稼げる。こんないい話はない。ここで決めなければもう二度とこんな話はしない」などと言われ、断りきれずに契約に同意した。その場で、指定された学生ローン2社から「車を買う」名目でそれぞれ30万円を借りてくるように言われた。自分は免許がないので一度は借りられなかったが、再度「時計を買う」名目で借りるよう指示され、総額60万円を借りた。喫茶店に戻り、業者の担当者にお金を渡し、契約書に記入してDVDを受け取った。その後はDVDの利用方法は教えてもらえず、誰かを紹介すると一人につき10万円渡すとい

うことばかりを強調される。解約し、返金してほしい。

(2014年2月受付 契約当事者：20歳代 男性 学生 神奈川県)

### 【事例2】大学生が友人から飲み会を口実に誘われて勧誘されたケース

大学の友人に「女子と飲み会しよう」と誘われて行ってみたら、その友人一人だけで一緒にご飯を食べた。投資の話をされ、その後喫茶店に行ったところ業者が既に待っていて「投資は100%中95%の人は負ける。勝つ5%の人間はプロ。プロは投資額に対し年間10%の利益を得ている。絶対にもうかる」と投資用DVDの購入を勧められた。「サークルの仲間がみんなやっている。お前だけやっていない」と友人から言われた。消費者金融からお金を借りて契約するように言われ、借金の際は月収18万円以上と言うように指示され、店の前まで案内された。実際は月収8万くらいの収入しかない。DVDの中身は投資の本に記載されているどこにでもあるような内容でがっかりした。契約の際、友人が私の携帯電話で断りもせずに証券口座を開設した。職業欄に「役職あり」と入力したようで、後日証券会社から「役職の記入がない」と連絡があり、何のことかわからず「自分は学生である」と言ったら口座をストップされた。友人との間もぎくしゃくした。支払いも大変だ。これ以上友人との関係を悪くしたくないと解約を思いとどまっていたが、ここにきてふっきれた。解約したい。

(2014年2月受付 契約当事者：20歳代 男性 学生 埼玉県)

### 【事例3】大学生が高校の先輩に勧誘されたケース

高校の先輩から「もうかる投資システムがある」と言われ、喫茶店で会社の人と合流して説明を聞いた。先物取引の投資システムについて説明され、プロのトレーダーとして稼いでいる話を聞かされた。「投資をするにはDVDソフトの購入が必要だが、そのソフトを使えばすぐに元を取れる」と言われた。お金がないと言ったら、先輩から「会社員と言って、車の頭金として借りるように」と言われ、消費者金融3社から20万円ずつ借りて支払った。その後、購入者が参加するセミナーを受けたら、新規に人を紹介すると10万円もらえると説明された。DVDを見たが内容は大したことがないと思った。DVDの代金を支払ったり投資の元手を得るために人を紹介して紹介料を得ることが必要で、人を紹介することがそもそもの目的だとわかった。自分は投資に興味があっただけで、人を紹介して紹介料を得ようとは思わない。解約して返金してほしい。

(2013年12月受付 契約当事者：20歳代 男性 学生 東京都)

### 【事例4】大学生の親から相談があったケース

大学生の息子がアルバイト先の先輩に勧誘され、高額な投資用DVDを契約していた。その先輩は、息子が20歳になるのを待って喫茶店に呼び出し、「投資でもうけないか、勝てるいいDVDがある」と誘い、消費者金融に連れて行って借金をさせて契約させた。2つの消費者金融の学生ローンで25万円と30万円を借りている。借金返済のために、「別の仲間を誘うと一人当たり10万円もらえる」と言って友人の紹介を強要したという。息子も「マルチ商法にだまされたのでどうにかしたい」と言っているので、取り戻せる方法があれば知りたい。

(2013年6月受付 契約当事者：20歳代 男性 学生 東京都)

### 3. トラブルの特徴

#### (1) 勧誘者は友人や先輩。勧誘目的であることを明かさず喫茶店等に呼び出され、その場で投資用DVDの勧誘を受ける

大学の友人やアルバイト先の先輩など親しい人から「食事でもしないか」などと誘われ、勧誘目的であることを明かさずに喫茶店やファミリーレストラン等に呼び出される<sup>4</sup>。その場でその友人や先輩あるいは業者の担当者から、「必ずもうかる」「周りの人ももうかっている」などと言われて投資用DVDの勧誘を受ける。この段階で既に断りにくい状況が作られている。

#### (2) うそをつかせて借金をさせ、現金で投資用DVDを購入させる

勧誘を受けた大学生が「お金がないので購入できない」と言うと、「お金は借りられる」「みんなそうしている」「もうかるからすぐに返済できる」などと言って、そのまま消費者金融まで連れて行かれ、使用目的や収入などについてうそをつかせて借金をさせて、投資用DVDを現金で購入させている。使用目的としては、「車の購入」「学費」「英会話学校の授業料」「資格取得」などと書かせるケースが見られる。

なお、「必ずもうかる」などとうその説明をされている場合は、消費者契約法や特定商取引法の不実告知等に該当し、契約を取り消すことができる場合がある。

#### (3) 契約後に、他人を紹介したらマージンが得られることを説明し、大学生に友人等を勧誘させる

契約後に、「誰かを紹介すると一人につき10万円渡す」などと言って、他人を紹介したらマージンが得られることを説明し、友人等を勧誘させる。このように紹介による利益について契約後に説明する手法は、特定商取引法の連鎖販売取引の適用を逃れようとする目的と<sup>5</sup>、勧誘当初マルチ的な仕組みであることを大学生に隠す目的があると考えられる。

契約後、大学生は投資用DVDを見て投資しようとするが、当初の説明どおりにはもうからず、借金を返すために友人等を勧誘せざるをえなくなり、被害が拡大していく。

なお、連鎖販売取引に該当しない場合でも、喫茶店等に呼び出してその場で契約をした場合は特定商取引法の訪問販売の規定が適用される。

#### (4) その他

##### ①20歳以上の大学生が勧誘されている

相談者（大学生）のほとんどが20歳以上で、なかには20歳の誕生日に勧誘されているケースもある。このような手法は未成年者契約の取消を回避するためのものと考えられる。

##### ②親が子どもの借金を肩代わりするケースもある

このトラブルについてはトラブルにあった大学生の親から相談が寄せられることも多い。子どもの就職を控え大事にしたくないなどといった理由から、親が子どもの借金を肩代わりして返済するケースもある。

<sup>4</sup> なお、若い社会人がトラブルにあっているケースでは、SNSで知り合った人から誘われることが多い。

<sup>5</sup> 「新手のマルチ取引 - 友人を誘うと紹介料が入る話は契約の後 - 」

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090305\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090305_1.html)（平成21年3月5日公表）

#### 4. 消費者（大学生等）へのアドバイス

- (1) 突然、友人や先輩から勧誘されても安易に契約しない。断りにくい状況になったとしても、内容が十分に理解できなければはっきりと断ること
- (2) 高額な借金をして契約しても、実際には利益をあげることができず、借金を返済できなくなる場合が多い。借金の重大性をよく理解し安易に借金をしないこと
- (3) 友人を紹介し契約させると、その友人との人間関係が崩壊したり金銭トラブルになるおそれがある。また、特定商取引法の訪問販売等に該当する場合、行政処分や罰則<sup>6</sup>を受けられる可能性がある。これらのことをよく理解しておくこと
- (4) 喫茶店等に呼び出されて購入させられたDVD等は、特定商取引法で定められている書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができる。また、8日間を過ぎてもクーリング・オフできる場合もある。少しでも不安や疑問を感じた場合は、すぐに大学や消費生活センターへ相談すること

#### 5. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課  
内閣府 消費者委員会事務局  
文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課  
文部科学省 高等教育局 学生・留学生課  
日本貸金業協会

---

<sup>6</sup> 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(併科あり)。